

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>・監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 1 適合性原則 金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。 そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）</p> <p>（1）主な着眼点 （略） 顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用 イ．（略） ロ．取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者で内部管理責任者、部店長等を含む。以下同じ。）による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。</p> <p>ハ．（略）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>・監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 1 適合性原則 金融商品取引業者は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。 そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする（特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと。）</p> <p>（1）主な着眼点 （略） 顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用 イ．（略） ロ．取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば各営業部門における管理責任者等（担当者以外の責任者で内部管理責任者、部店長等を含む。以下同じ。）による顧客面談等を適時・適切に実施し、取引実態の的確な把握に努めているか。<u>また、契約締結以降も、長期にわたって取引が継続するデリバティブ取引等の実態の把握について、同様の取組みをしているか。</u></p> <p>ハ．（略）</p> <p>（2）（略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 2 - 3 - 4 顧客に対する説明態勢 金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。 (注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) 説明態勢に関する主な着眼点 (略) 適切な商品・サービス説明等の実施 イ. ~ 二. (略) ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、金融商品取引業者等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。</p> <p>へ.・ト. (略) ・ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>・ 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 2 財務の健全性等(第一種金融商品取引業)</p>	<p>- 2 - 3 - 4 顧客に対する説明態勢 金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。 (注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) 説明態勢に関する主な着眼点 (略) 適切な商品・サービス説明等の実施 イ. ~ 二. (略) ホ. 当該金融商品取引に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、金融商品取引業者等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。<u>また、デリバティブ取引等について、相場の変動等により追証(顧客が預託する保証金の総額が必要額より不足した場合に追加しなくてはならない保証金をいう。以下同じ。)が発生するおそれがあるにも関わらず、そのおそれが著しく少ない又は追証の額が実際の商品性に比して著しく小さいとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。</u></p> <p>へ.・ト. (略) ・ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>・ 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 2 財務の健全性等(第一種金融商品取引業)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 2 - 5 流動性リスク管理態勢</p> <p>流動性リスクとは、金融商品取引業者の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。金融商品取引業者は、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価、<u>役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等により、流動性リスクが適切に管理されているか。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループの監督については、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行うこととする。ただし、合算自己資本及び所要自己資本（以下「合算自己資本等」という。）の計算については、当該計算の方法を継続して用いることを条件として、同指針 2 - 1 (2) (算定方法)の規定を適用することに代えて、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその</p>	<p>- 2 - 5 流動性リスク管理態勢</p> <p>流動性リスクとは、金融商品取引業者の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。金融商品取引業者は、流動性リスクを適切に管理していくことが重要である。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>総合的なリスク管理態勢の整備、適切なリスク認識と評価<u>及び</u>役割分担と権限の明確化による相互牽制体制の構築等を<u>図るため、業務の内容・規模に応じて例えば以下のような措置を講じるなど、流動性リスクを適切に管理しているか。</u></p> <p><u>日々の資金繰りの管理及び中長期の資金繰り見通しの策定・管理</u></p> <p><u>各資産の運用限度額（リミット）の設定・管理</u></p> <p><u>円建取引・外貨建取引や国内取引・海外取引の統合的な管理</u></p> <p><u>業容又は市場環境の急変に備えた資金調達手段（支払準備資産）の確保</u></p> <p><u>流動性リスク管理の担当者に対する、情報収集・業務管理権限の付与</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>- 2 - 6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループの監督については、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行うこととする。ただし、合算自己資本及び所要自己資本（以下「合算自己資本等」という。）の計算については、当該計算の方法を継続して用いることを条件として、同指針 2 - 1 (2) (算定方法)の規定を適用することに代えて、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用することができる。（ただし書きについては、平成20年3月末以降から適用）</p> <p>なお、同指針 2 - 1 に規定する自己資本の適切性について、以下の点に留意して取り扱うものとする。</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループとは、以下の に該当し、かつ、以下 又は に該当するグループをいう。</p> <p>～ （略）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めることとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</p> <p>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出することとする。</p> <p>・ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>__ ~ __ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>・ 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>- 2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p>	<p>子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用することができる。（ただし書きについては、平成20年3月末以降から適用）</p> <p>なお、同指針 2 - 1 に規定する自己資本の適切性について、以下の点に留意して取り扱うものとする。</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループとは、以下の に該当し、かつ、以下 又は に該当するグループをいう。</p> <p>～ （略）</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めることとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</p> <p>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出することとする。</p> <p>・ （略）</p> <p><u>金融商品取引業者グループの予算配分・資金調達方針（年度ごとに報告。）</u></p> <p>__ ~ __ （略）</p> <p>(4) （略）</p> <p>・ 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>- 2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>- 2 - 3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p> <p><u>金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も最低資本金規制（個人にあつては、営業保証金規制）のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産手続・再生手続・更正手続の開始の申立て（以下「破産等手続開始の申立て」という。）を行うおそれに留意が必要である。</u></p> <p><u>こうした点を踏まえ、監督当局において破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、 - 3 - 2に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方策について調整を行うこととする。</u></p> <p>(1) 破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</p> <p><u>金商法第 50 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u></p> <p><u>金商法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u></p> <p><u>上記 の報告の内容についての履行状況をフォローアップするとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p>(2) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者(以下「親会社等」という。)が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況(顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容)及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定がされた場合</u> <u>金商法第50条の2第1項第4号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u> <u>投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>営業所を確知できない場合</u> <u>金商法第52条第4項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から30日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。</u></p> <p>(5) <u>その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合</u> <u>任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況(顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容)及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u> <u>当該金融商品取引業者が上記のヒアリングに応じない場合や、上記のヒアリングを通じて当該金融商品取引業者の業務の継続に懸念が認められる場合は、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、その事実関係を速やかに把握するものとする。また、投資者保護の観点から必要な場合には、金商法第51条の規定に基づく</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p>．監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 業務の適切性（投資運用業） - 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項 - 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益相反取引防止態勢 経営陣は、利益相反取引が起り得るリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方（以下「利害関係人等」という。）を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する必要がある。 <u>例えば、利害関係人等からの物件情報（売買に係る折衝状況等を含む。）について、一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、利害関係人等との売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることが望ましい。</u> また特に、第三者が所有する不動産を売主の希望する時期に投資法人が取得できない場合において、利害関係人等のウェアハウジング機能を利用する場合は、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識した上で不動産関連ファンドが取得しているかについて、例えば、以下の点について留意することとする。 <u>ウェアハウジング機能利用時の利害関係人等との折衝及び役割分担の状況</u> <u>不動産関連ファンドが取得する際の取得価格算定を含めたデューデリジェンスの状況</u></p>	<p>．監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2 業務の適切性（投資運用業） - 2 - 5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項 - 2 - 5 - 3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目 <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利益相反取引防止態勢 経営陣は、利益相反取引が起り得るリスクを認識し、法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方を把握した上で、それらの者との取引に係る適切な管理態勢を構築する<u>必要があり、例えば、以下の点に留意して検証することとする。</u> <u>物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針である場合は、当該加減をする幅が市況に鑑み適切であるかについて、定期的に見直しを行う態勢となっているか。また、こうした方針（当該方針を見直した場合は、その理由を含む。）において、適切に公表（私募ファンドにあっては、契約者への通知）を行う態勢となっているか。</u> <u>物件情報（売買に係る折衝状況等を含む。）について、一元的に管理できる態勢を構築し、利益相反取引防止の観点から、売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることとなっているか。</u> <u>不動産関連ファンドが、第三者が所有する不動産をその売主の希望する時期に取得できない場合において、ウェアハウジング機能を利用するときは、利益相反が発生するリスクが大きいことを認識し、折衝及び役割分担の明確化並びにデューデリジェンスを適切に行ってい</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(3) (略)</p> <p>(4) その他 <u>投信法第193条第1項第3号の解釈について</u> 投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む(ただし、投資法人にふさわしくない場合を除く)。この「<u>投資法人にふさわしくない場合</u>」については、以下のような場合であることに留意する。</p> <p>イ．．ロ． (略) (新設)</p>	<p><u>るか。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他 「<u>不動産の取得</u>」等の範囲について 投信法第193条第1項第3号に規定する「不動産の取得」には、投資法人が自ら宅地の造成又は建物の建築を行うことは含まない一方、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることを含む。また、<u>不動産関連ファンド運用業者の本業(不動産信託受益権に対する投資運用)や届出業務(不動産に対する投資運用)の範囲の考え方も、同様とする。</u> <u>ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合は、当該行為は「不動産の取得」に含まれないことに留意する。</u> イ．．ロ． (略) <u>投資法人によるフォワード・コミットメント等について</u> 投資法人がフォワード・コミットメント等(先日付での売買契約であって、契約締結から1月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約をいう。以下において同じ。)を行う場合には、以下の点に留意するものとする。先日付の買付け意向表明等を行う場合も、当該意向表明が取引への実質的な拘束力を持つ場合は、これに準じた取扱いを行うこととする。 イ．<u>解約条件を適切に公表するなど、フォワード・コミットメント等を履行できない場合における投資法人の財務への影響が明らかにされているか。</u> ロ．<u>市場環境、資金調達環境及び個別の投資法人の事情等を勘案した上で、フォワード・コミットメント等をした物件の取得額及び契約締結から物件引渡しまでの期間の上限並びに決済資金の調達方法等についてのルールを策定し、当該ルールを遵守しているか。特に上場投資法人については、上場廃止要件も踏まえ、配当原資に比して</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>__ ~ __ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>- 2 - 7 その他留意事項</p> <p>(新設)</p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 2 営業報告書 財務局長が行う手続は次のとおりとする。</p> <p>(1) 金融庁長官への報告</p>	<p><u>過大な解約違約金を要するフォワード・コミットメント等を慎重に検討する態勢となっているか。</u></p> <p><u>ハ. フォワード・コミットメント等をした物件は決済までの間はオフバランスであるが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは投資法人に帰属することに鑑み、保有物件の継続鑑定等と併せて、当該物件の継続鑑定等の結果(当該物件が未竣工建造物であり、鑑定評価が取得できない場合は、価格調査の結果)を公表しているか。</u></p> <p>__ ~ __ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>- 2 - 7 その他留意事項</p> <p>- 2 - 7 - 3 投資法人の合併に関する留意事項</p> <p><u>吸収合併をする場合において、吸収合併消滅法人の投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口の算定にあたって、合併比率調整等のために合併比率調整金又は分配代り金等の金銭(以下「合併交付金」という。)を交付することとする場合には、投信法第147条第1項第2号に掲げる事項として、合併交付金の額又はその算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて割り当てる合併交付金の額に関する事項が含まれることに留意する。</u></p> <p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 2 営業報告書 財務局長は、投信法第212条の規定に基づく営業報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、営業期間(当該営業期間が6月より短い期間である場合には、6月)ごとに別紙様式 - 10による営業報告書集計表を作</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>投信法第212条の規定に基づく営業報告書を受理した場合には、金融庁長官に対して、営業期間（当該営業期間が6月より短い期間である場合には、6月）ごとに別紙様式 - 10による営業報告書集計表を作成して報告する。</u></p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></p> <p>- 2 業務の適切性（投資助言・代理業）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>成して報告する。</u></p> <p><u>・監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></p> <p>- 2 業務の適切性（投資助言・代理業）</p> <p>- 2 - 3 <u>継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</u> <u>金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も営業保証金規制のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産等手続開始の申立てを行うおそれに留意が必要である。</u> <u>こうした点を踏まえ、監督当局において破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、 - 3 - 2に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。</u> <u>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方策について調整を行うこととする。</u></p> <p>（1）<u>破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</u> <u>金商法第50条第1項第7号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u> <u>金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を通じて、当該事案に係る事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）、顧客への対応状況及び業務の継続に関する方針等を速やかに把</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>握するものとする。</u></p> <p><u>上記の報告の内容についての履行状況をフォローアップするとともに、必要に応じ、業務の継続に関する方針の精査を求めるものとする。その際には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p>(2) <u>親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合</u> <u>破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者(以下「親会社等」という。)が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況(顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容)及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定がされた場合</u> <u>金商法第50条の2第1項第4号の規定に基づく届出が行われているかを確認し、必要に応じ、速やかな対応を求めるものとする。</u> <u>投資者保護の観点から必要な場合には、破産管財人との連携に努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>営業所を確知できない場合</u> <u>金商法第52条第4項の規定に基づき、当該事実を公告し、当該公告の日から30日を経過しても当該金融商品取引業者から申出がないときは、当該金融商品取引業者の登録を取り消すものとする。</u></p> <p>(5) <u>その他金融商品取引業者又は親会社等の継続性の問題に発展する可能性のある情報を入手した場合</u> <u>任意のヒアリングを通じて、当該情報に関する事実関係のほか、当該金融商品取引業者の財務の状況、顧客との契約の状況(顧客からの</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>・監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>- 2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>- 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係 業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、 - 3 に準ずるほか、<u>以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) 金融商品仲介業務に関する帳簿書類の作成について <u>金商業等府令第184条第1項第3号に掲げる帳簿書類については、委託金融商品取引業者のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託金融商品取引業者にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務）</u></p> <p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>- 1 - 4 無届業者に関する留意点</p>	<p style="text-align: center;"><u>・監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</u></p> <p>- 2 諸手続（登録金融機関）</p> <p>- 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係 業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、 - 3 に準ずるほか、<u>金商業等府令第184条第1項第3号に掲げる金融商品仲介業務に関する帳簿書類については、委託金融商品取引業者のシステムやフォーマットを利用して作成すること及び委託金融商品取引業者にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、作成及び保存の義務は登録金融機関が負うことに留意するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>・監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務）</u></p> <p>- 1 適格機関投資家等特例業務に係る業務の適切性</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(略)</p> <p>- 1 - 5 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>- 2 諸手続</p> <p>- 2 - 1 届出業者リストの作成・公表及び更新等</p> <p><u>投資者が各業者の属性（登録業者と届出業者との別）に関する情報を把握できるよう、適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）を掲載したリスト（以下「届出業者リスト」という。）を公表する。</u></p> <p><u>このため、財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第3項若しくは第6項、第63条の2若しくは第63条の3第1項若しくは第2項又は改正法附則第48条第3項に基づく届出の受理状況を報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて届出業者リストを作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</u></p> <p><u>なお、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡をとることができず、その営業所を確知できないような適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、当該事実を届出業者リストに掲載することとする。その上で、当該掲載の日から3月を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、原則として、当該適格機関投資家等特例業者等についての情報を届出業者リストから削除するものとする。</u></p> <p>- 2 - 2 無届業者に関する留意点</p> <p><u>投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、金商法第63条第2項に</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>規定する届出を行うことなく適格機関投資家等特例業務を行っている業者を発見した場合には、当該業者に対し、かかる行為を直ちに止め又は直ちに届出を行うよう文書で警告を行うこととする。</p> <p>- 2 - 3 適格機関投資家等特例業者等に該当しないことが疑われる場合の留意点 <u>適格機関投資家等特例業者等が行う業務が、適格機関投資家等特例業務（金商法第63条第2項）又は特例投資運用業務（改正法附則第48条第1項）の要件に該当しない場合は、当該業者は金商法第29条に基づく登録を行うことが必要となる旨の周知に努めるものとする。</u> <u>日常の監督事務等を通じ、適格機関投資家等特例業者等について上記の要件に該当しない疑いが把握された場合には、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項に規定する業務に係る状況確認のための報告を求め、その結果として必要な場合には、- 1 - 1（7）の無登録業者に対する対応に準じた対応をとるものとする。</u></p>
(新設)	<p>- 2 - 4 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点 <u>適格機関投資家等特例業務を行う者が、資金拠出者の属性の変化や適格機関投資家の投資撤退、又は一般投資家の増加等の要因によりその要件を満たさなくなる場合には、投資者保護の観点から、以下の対応を行うものとする。</u></p> <p>(1) 金商法第63条第5項の命令 <u>金商法第63条第5項の「特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した第1項第2号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたとき」は、特例業務開始時には資金拠出者は金商法第63条第1項第1号の「適格機関投資家等」の要件を満たしていたが、特例業務届出者の責に帰さない何らかの理由で当該要件を満たさなくなつたときを想定しており、この場合は、特例業務届出者の業務を他の金融商品取引業者に移管させる等の措置を命ずる必要がある。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p style="text-align: center;">旧</p> <p><u>XI . 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI - 2 諸手続（金融商品仲介業）</p> <p>XI - 2 - 2 届出 金融商品仲介業者の届出については、 - 3 - 2（1）に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p><u>（1）廃業等の届出に係る留意事項</u> 金融商品仲介業者から金商法第66条の19第1項の規定に基づく届出書を受理する際、当該金融商品仲介業者に対して必要に応じてヒアリングを行うなどにより、<u>金商法第66条の20第1項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認するものとする。</u></p> <p>XI - 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係 業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、 - 3 - 3（ - 3 - 3（4）及び（5）を除く。）に準ずるほか、<u>次の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>（1）金融商品仲介業務に関する帳簿書類の作成について</u> 金商業等府令第282条に掲げる帳簿書類については、<u>所属金融商品取引業者等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属金融</u></p>	<p style="text-align: center;">新</p> <p><u>（2）上記（1）以外の場合</u> <u>適格機関投資家以外の者が49人を超えることとなる場合には、金商法第63条の特例は適用されず、特例業務届出者は金商法の登録を受けずに投資運用業を行うことになることから、当該特例業務届出者に対しては、</u> <u>- 1 - 1（7）の無登録業者に対する対応に準じた対応をとる必要がある。</u></p> <p><u>XI . 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI - 2 諸手続（金融商品仲介業）</p> <p>XI - 2 - 2 届出 金融商品仲介業者の届出については、 - 3 - 2（1）に準ずるほか、<u>廃業等の届出については金融商品仲介業者から金商法第66条の19第1項の規定に基づく届出書を受理する際、当該金融商品仲介業者に対して必要に応じてヒアリングを行うなどにより、金商法第66条の20第1項の規定による登録取消しの事由の存しないことについて確認を行うことに留意するものとする。</u></p> <p>XI - 2 - 3 業務に関する帳簿書類関係 業務に関する帳簿書類の作成・保存に関する取扱いについては、 - 3 - 3（ - 3 - 3（4）及び（5）を除く。）に準ずるほか、<u>金商業等府令第282条に掲げる金融商品仲介業務に関する帳簿書類については、所属金融商品取引業者等のシステムやフォーマットを利用して作成すること又は所属金融商品取引業者等にその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、金融商品仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<u>商品取引業者等はその作成に係るシステムやフォーマットの構築を委託することができるが、金融商品仲介業者が作成及び保存の義務を負うことに留意する。</u>	